申込日：　　　　年　　　月　　　日

**令和6年度 筑波大学ベビーシッター割引券申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | シッター会社に登録している氏名 ※1 |  |
| 勤務先で使用している氏名 |  |  |
| 所属・職種 |  | 職員番号 |  |
| 携帯電話 |  | E-mail |  |
| 社内内線 |  |
| お子様の人数 | 対象児童（　　　　）名 | 申込希望枚数 | （　　　　）月分（　　　　）枚 |

※1 シッター会社に登録されている氏名で割引券を発行するので、本学で使用している氏名とシッター会社への登録名が異なる場合はご記入／ご入力ください（例：シッター会社は戸籍上の氏名で登録しているが大学では旧姓を使用している等）。

|  |
| --- |
| **以下、令和6年度ベビーシッター割引券の利用について必ずご確認ください。****１．利用条件**◆ 筑波大学と雇用関係にある常勤教職員または非常勤教職員に限り利用可とする（非常勤職員については文部科学省共済組合員に限る）。◆ 本学教職員が本学での業務に従事する日に限り利用可とする。◆ 配偶者が産後休業、育児休業中、または申請者本人が休業中の場合は割引券の利用対象外とする。◆ 配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労（職場復帰を含む）が困難な状況にあることを条件とする。◆ 利用者の家庭内での保育、または家庭と保育所等への送迎を依頼する場合に限り利用対象とする。◆ 施設間の送迎、塾や習い事への送迎、同一家庭以外の子を含む送迎は対象外とする。**２．対象児童の年齢**◆ 0歳から小学校３年生まで。その他健全育成上の世話を必要とする小学６年生まで（条件あり）。**３．利用枚数**◆ 対象児童１名につき１日（回）２枚まで。１家庭につき月間上限20枚、年間上限240枚とする。◆ 職場への復帰の場合、１家庭１日（回）につき１枚、年間４枚まで利用可能とする。**４．割引額**◆ 割引券1枚につき2,200円の割引（※割引額以上の利用が必要）。**５．注意事項**⚠ 今年度は一度に購入できる枚数が200枚となっております。直近の申込枚数の8割が「利用済」にならないと追加で購入することができません。各利用者が未使用の割引券を複数枚保持していると、追加購入の条件を満たすことができず１～２週間程度、割引券の交付が停止します。交付の空白期間が生じないためにも、シッティング終了後の速やかな利用登録と未使用割引券の返却を徹底してください。⚠ 年度内における初回申込時は必ず同意書をご提出ください。2回目以降は申込書のみで受け付けます。⚠ 他者への割引券譲渡のほか、申込者以外の割引券利用を固く禁止いたします。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当記入欄 | 発行日 | 発券番号 | 発行枚数 | 担当者 |
|  年 月 日 | №　　　　　　　 ～　№　　　　　　　 | 計　　　　枚 |  |